埼玉県市町村総合事務組合公報

第９号

発　　行
さいたま市浦和区仲町
３―５－１
埼玉県市町村総合事務組合

◇　目　　次　◇

規　　則

○　市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則……　１頁

○　市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則……　３頁

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月１６日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第６号

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当条例施行規則（昭和５３年組合規則第１号）の一部を次のように改正する。

様式第２４号（表面）及び様式第２５号（表面）中「処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内」を「処分があったことを知った日から６か月以内」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第２６号（表面）から様式第２９号（表面）までの規定中「処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して３か月が」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月が」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内」を「処分があったことを知った日から６か月以内」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第３０号（表面）及び様式第３１号（表面）中「命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内」に、「命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内」を「命令があったことを知った日から６か月以内」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第３２号（表面）中「通知が到達した日の翌日から起算して」を「通知が到達した日から」に改める。

様式第３３号（表面）及び様式第３４号（表面）中「命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内」を「命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内」に、「命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内」を「命令があったことを知った日から６か月以内」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

２　この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行規則様式第２４号から様式第３４号までの様式による書面は、この規則による改正後の市町村職員退職手当条例施行規則第２４号から様式第３４号までの様式による書面とみなす。

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月１６日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者　吉　田　信　解

組合規則第７号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成１８年組合規則第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第４常時介護を要する状態の項中「１７７，９５０円」を「１８６，０５０円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「８８，９８０円」を「９２，９８０円」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和７年８月１日から適用する。

２　この規則による改正後の規定は、令和７年８月１日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。